

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	液体の危険物を収納するプラスチック容器等の運搬容器等への収納に係る規定の追加	
担当部局	総務省 消防庁 予防課 危険物保安室	電話番号: 03-5253-7524 e-mail: fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp
評価実施時期	令和 5 年 4 月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 危険物を運搬する容器について、日本で使用されているプラスチック製運搬容器については期限が定められていない一方、海上輸送で使用されるプラスチック製運搬容器の期限は5年となっており、両者の間に整合が図られていない。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】 現在の危険物の規制に関する規則において、プラスチック製運搬容器における危険物を収納できる期間の規定は設けられていないところ、国際基準であるUN規格や危険物等の運搬について規定した危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)を見ると、プラスチック製運搬容器は製造されてから5年で検査の効力を失うと規定されており、製造から5年が経過した容器は、国内外問わず、危険物の海上輸送には使用できないこととなっている。</p> <p>【規制の内容】 1. 液体の危険物を収納するプラスチック容器又はプラスチックドラムの収納期限 プラスチック容器又はプラスチックドラムに液体の危険物を収納する場合は、当該運搬容器等は製造されてから5年以内のものとする。 2. 液体の危険物を収納するプラスチック容器又はプラスチックドラムの表示 製造年月及び製造者の名称又はその略号を表示することとする。</p>	
規制の費用	<p>(遵守費用)</p> <p>○製造メーカーの負担について 本規制により「製造年月及び製造者又はその略号」を容器等に印字するための負担が生じることが考えられる。しかし、危険物容器に関しては、その内容物の危険性から、既にUN規格やこれと同等の基準であるJIS規格を取得又はそれに準じた規格で製造している容器メーカーがほとんどである。これらの規格を満たして製造している容器メーカーにおいては、「製造年月及び製造者又はその略号」の印字等が既に行われているため、原則として新たな設備投資はかからないものと考えられる。 <※JIS規格を満たさず製造している容器メーカーがある場合における費用について> 当該費用については、正確な金額の把握が困難であるが、統計等を参考におおまかな目安値を推計すると、多く見積もった場合で約6億円程度と推計される。</p> <p>○容器を使用する者の負担について 今回の改正により、海上輸送に使用する場合以外の目的で危険物を収納する場合の期限も5年となるため、買い換えの負担が生じることが考えられる。しかし、既にUN規格等に基づき製造しているメーカーがほとんどであり、UN規格で収納できる期限を5年としていることから、従前から業界団体により5年を目安に容器を交換するよう呼びかけられていた。よって実体としては、上記の事情もあり、現時点で既に危険物容器は収納できる期限を5年として運用されていると思われる、原則として新たに発生する費用はないものと考えられる。 <※5年を目安に交換が行われていない容器がある場合における費用について> 当該費用については、正確な金額の把握が困難であるが、統計等を参考におおまかな目安値を推計すると、約1億2千万円程度と推計される。</p> <p>以上のことから、仮にメーカー側、使用者側において負担が発生したとしても、その金額は、多く見積もった場合でも6億+1億2千万=7億2千万円程度と推計される</p>	
	(行政費用)	行政費用は発生しない。
規制の効果(便益)	<p>(直接的効果(便益))</p>	
	(副次的・波及的な影響)	本省令改正は、商品の規格を制限するものであるが、プラスチック容器又はプラスチックドラムに製造年月及び製造者の名称又はその略号を表示することは、プラスチック容器又はプラスチックドラムの製造と購入の両方において、追加で必要となるコストが小さく、競争に及ぼす負の影響が軽微である。
費用と効果(便益)の関係		
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】 本件は、日本で使用されているプラスチック製運搬容器と輸出入で使用されるプラスチック製運搬容器の間に整合を図るため、海外の基準と合わせるために省令を改正しようとするものであり、検討段階等で特設事前評価は行っていない。</p>	
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】 施行後5年以内に事後評価を実施する。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 メーカー等へのモニタリングを通じ、予期せぬ設備投資等の費用その他支障が発生していないか把握する。</p>	
備考		